

令和3年度 保育施設利用のご案内

かすみがうら市 保健福祉部 子ども家庭課
〒315-8512 かすみがうら市上土田 461 (千代田庁舎)
TEL 0299-59-2111/029-897-1111 (内線 1172・1174)



1. 保育施設について

保育施設とは、保育所・認定こども園（保育所部分）、地域型保育事業のことをいいます。保護者が就労や病気、出産などのために家庭で保育ができないお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とした施設です。集団生活に慣れさせるためや下のお子さんの保育に手がかかるなどの理由では入所・入園（以下、「入所」という）の対象となりません。

2. 支給認定について

(1) 認定区分

保育施設を利用するためには、「支給認定」を受ける必要があります。支給認定区分や保育の必要性により、利用できる施設や時間、保育料が異なります。

認定区分	対象児童	保育の必要性		利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間	認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	3歳～5歳	あり	保育標準時間	認定こども園（保育所部分）、 保育所（園）
			保育短時間	
3号認定	0歳～2歳	あり	保育標準時間	認定こども園（保育所部分）、 保育所（園）、地域型保育事業
			保育短時間	

(2) 保育必要量

認定区分や保育を必要とする事由により、保育必要量が決定されます。

保育標準時間・・・11時間（就労時間月120時間以上）

保育短時間・・・8時間（就労時間月64時間～120時間未満、求職活動中など）

【保育必要量のイメージ】

	7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
保育標準時間	利用可能な11時間				延長保育
保育短時間	早朝保育	利用可能な8時間		延長保育	

- ・保育標準時間・短時間の設定や、延長保育の時間は各施設によって異なります。詳細は各施設へお問合せください。
- ・就労時間が月120時間未満であっても、勤務状況により標準時間での認定が可能な場合がありますのでご相談ください。
- ・利用中に育児休業を取得した場合は短時間認定となります。
- ・就労時間の変更等により保育時間の変更を希望する場合、毎月15日までの申請で翌月1日からの適用になります。

3. 入所申込みができる方

- (1) かすみがうら市内に住所がある方
(2) 保護者が下記の理由により、**保育を必要とする方**。

保育の必要性の区分	入所要件	利用できる期間
就労	月 64 時間以上就労しているとき	就労期間
妊娠・出産	出産予定日前 8 週・出産後 8 週の期間	最長 4 カ月間
疾病や負傷、 心身に障がいがある	入院・通院で保育が困難と診断されたとき	入院・通院期間
	自宅療養で保育が困難と診断されたとき	療養期間
親族の介護等	親族の介護等のため、保育にあたれないとき	介護が必要な期間
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっている	保育を必要とする期間
就学	職業訓練校等における職業訓練を含む	在学期間中
求職活動中	起業準備を含む	入所後 90 日
その他	福祉事務所長が認める場合	保育を必要とする期間

- (3) 集団生活が可能であること
※保育の必要性がなくなった場合には、その月の末日をもって退所となります。
※育児休業期間中は入所要件に該当しないため、新規での入所はできません。ただし、入所月内に復帰することを条件に就労での申し込みが可能です。

4. 入所申込みについて

◎大切なお子様をお預かりする施設ですので、**事前見学をおすすめします。**

- (1) 4月入所希望の場合
期日・場所を指定して一斉に受付をします。受付日程は広報等でお知らせします。
- (2) 途中入所（4月入所以外）の場合
入所日は毎月1日です。申込み期間は入所を希望する月の前々月（2カ月前）から前月の15日までとなります。申込み先は子ども家庭課（千代田庁舎）です。先着順ではありません。
（例）7月入所希望の場合、5月1日から6月15日までの受付。
※15日が土・日・祝日の場合、その前の開庁日
- (3) 市外の保育施設を利用希望の場合
かすみがうら市にお住まいの方が市外の保育施設を希望する場合も、申込み先は子ども家庭（千代田庁舎）です。市町村によって受付に制限がある場合や申込期限が異なる場合がありますので、あらかじめ利用希望施設がある市町村に確認の上、お申込みください。

《受入児童の年齢》

令和3年度のクラス年齢（令和3年4月1日時点の年齢）

クラス年齢	生年月日
5歳児	H27. 4. 2 ~ H28. 4. 1
4歳児	H28. 4. 2 ~ H29. 4. 1
3歳児	H29. 4. 2 ~ H30. 4. 1
2歳児	H30. 4. 2 ~ H31. 4. 1
1歳児	H31. 4. 2 ~ R2 . 4. 1
0歳児	R2. 4. 2 ~



5. 申込みに必要な書類

※申込書等に不備がある場合は、受付することができませんのでご注意ください。

- (1) 保育所入所申込書（兼施設型給付費等支給認定申請書）・・・児童1人に1枚
- (2) 保育所申請用補助表・・・・・・・・・・・・・・・・児童1人に1枚
- (3) 保育施設利用に関する確認票及び同意書・・・・・・・・世帯に1枚
- (4) 保育の必要性を証明する書類・・・・・・・・父母それぞれについて必要です。

※祖父母（65歳未満）において、同居（同一敷地内や隣接している場合を含む）している場合、**利用の優先度判定にあたり必要**です。

①就労・就労見込みの方 （月64時間以上の就労）	『勤務証明書』 保育標準時間（11時間）：月120時間以上 『内職証明書』 保育短時間（8時間）：月64～120時間未満 『自営業申立書』 （『自営業申立書』については親族以外の第三者の証明が必要です。）
②疾病・負傷・障害の方	『診断書（本人用）』 障害のある方は『身障者手帳・療育手帳・障害年金証書等の写し』
③疾病者の介助の方	『診断書（介助者用）』 障害のある方の介助は『身障者手帳・療育手帳・障害年金証書等の写し』
④出産の方	出産予定日の判るもの（母子手帳等の写し）
⑤育児休業中の方	勤務証明書 ※入所月内に復職することが必要です
⑥就学・職業訓練中の方	専修学校等が発行する『在学証明書』、カリキュラム
⑦求職中の方	『求職中に関する申立書』 ※入所90日以内に勤務証明書等を提出してください。 証明されない場合は、退所となりますのでご注意ください。
⑧その他	子ども家庭課までお問合せください。

【状況に応じて必要な書類】（該当する方のみ）

○令和2年1月1日にかすみがうら市に 住民登録がなかった場合	『令和2年度市町村民税課税（非課税）証明書』 ※令和2年1月1日に住民登録のあった市町村で 発行できます。
○世帯に外国人がいる場合	『在留カード』
○同一世帯に障害をお持ちの方がいる場合	『障害者手帳』、『療育手帳』など 療育施設に通うための『通所受給者証』
○離婚調停中の場合	『調停期日通知書』など調停中の証明書類

6. 入所申込から入所まで

- (1)入所申込み 4月入所は、期日と場所を指定し受付を行います。
途中入所の申込み先は、子ども家庭課(千代田庁舎)です。
- (2)入所判定会議 4月入所の判定会議は1月中に、途中入所の判定会議は毎月15日以降に行います。入所申込書や関係書類により、入所基準表に基づいて公正な審査を行い、保育の必要性が高い児童から入所を内定します。
第1希望施設に入所できない場合は、第2希望・第3希望施設で検討されます。
- (3)入所内定 4月入所の場合は、1月下旬頃に郵送します内定通知書によりお知らせします。
途中入所の場合は、毎月20日前後に申請者に電話で連絡します。
- (4)面接・健康診断 内定者には、内定先施設での面接と各施設の担当医の健康診断を受けていただきます。
- (5)入所決定 面接と健康診断で集団保育が可能と認められましたら、入所決定となります。

※次のような場合には、入所内定・決定後でも取り消しとなります。

- 事実と異なる虚偽の申請があった場合
- 家庭で児童を保育できるようになった場合
- 集団保育が不可能な場合
- その他不相当と認める場合

7. 入所できない場合

- ・申込みをされても希望者多数により、希望する施設に入所できない場合や入所する基準に該当しない場合は、入所が認められないことがあります。
- ・希望月に入所できない場合は、翌月以降も引き続き審査が継続されますので、毎月申込みをしていただく必要はありません。(令和4年3月入所分まで有効)ただし、家庭状況や就労等の変更があった場合は、すみやかに子ども家庭課(千代田庁舎)までご連絡ください。
- ・翌月以降の審査結果については調整の結果、入所内定となった場合にのみ連絡をします。
- ・申込みした順番や入所待機となっていることで、入所が優先されることはありません。

8. 入所後の注意点等

- (1)入所後は各施設の決まりを守ってご利用下さい。
- (2) **利用中に出産し育児休業を取得する場合**
保育を必要とする事由が就労で入所した保護者が、次子の出産に伴い退職した場合は保育の必要性がなくなり、退所となります。ただし、育児休業法に定める育児休業を1年未満の期間で取得する方に限り、継続入所が可能です。その際には育児休業期間を証する書類の提出が必要です。また、育児休業中の保育必要量は保育短時間となります。
※妊娠・出産の要件で入所の方は育児休業取得による入所期間の延長はできません。
- (3) **届け出について**
次のような場合は、すみやかに子ども家庭課(千代田庁舎)まで届け出てください。
- ・入所承諾期間満了前に退所するとき
 - ・居住地などが変わるとき(転出・転居・電話番号の変更など)
 - ・長期にわたって保育所を欠席するとき
 - ・世帯状況が変わったとき(ひとり親世帯・生活保護受給世帯・世帯状況の変更など)
 - ・家庭状況が変わったとき(就労先・就労日数・就労時間・職種の変更など)

- ・ 所得税額が変わったとき（期限後の所得税申告の確定・修正・訂正など）
- ・ 家庭内保育が可能となったとき（退職・病気全快・育児休業取得など）
- ・ 保育料の納入について相談したいとき

(4) 現況届について

年に1回（10月頃）現況届の提出により入所要件の確認を行います。調査により家庭で保育ができるようになった場合や、現況届の提出がなかった場合は退所となります。

※就労実績と収入実績（所得申告内容）に整合性がない場合など、必要に応じて確認します。

(5) 退所となる場合

次のような場合は退所となります。

- ・ 事実と異なる虚偽の申請があった場合
- ・ 家庭で保育ができるようになった場合
- ・ 継続して長期欠席した場合
- ・ 集団での保育が不可能の場合
- ・ その他福祉事務所長が退所を適当と認めるとき

9. 入所後の転所

世帯転居や保護者の就労形態の変化、その他やむを得ない事情がある場合は転所の手続きが必要です。子ども家庭課(千代田庁舎)へ別途申込み後、各月の審査と併せ利用調整を行います。転所できないことがあります。また、転所内定後は、利用調整上辞退（現在の利用施設に戻ることはできません）。

10. 施設概要

※利用定員・保育時間・延長保育料等は現時点での予定であり、今後変更となる場合があります。

※産休明け…産後8週以降となります。

※一時保育…詳細は各施設にお問合せ下さい。

<公立・保育所>

施設名	所在地 (電話番号)	利用 定員	保 育 時 間	受入年齢	一時保育
第一保育所	深谷 3667 (029-897-0345)	50	月曜～金曜 ① 標準時間認定 7:00～18:00 延長保育 18:00～19:00	1歳～	実施
やまゆり保育所	五反田 298-20 (0299-59-2172)	150	② 短時間認定 8:30～16:30 延長保育 16:30～19:00 (時間外保育 7:00～ 8:30)	産休明け～	実施
わかぐり保育所	下稻吉 519-2 (0299-59-2882)	120	土曜 保育時間 8:30～12:30 (時間外保育 7:00～ 8:30 12:30～13:00)	1歳～	実施

○延長保育料：児童1人につき300円/日（月額上限3,000円）

○短時間認定児童における7:00～8:30の時間外保育は無料です。

○土曜日の7:00～8:30及び12:30～13:00の時間外保育は無料です。

<私立・保育園>

園名	所在地 (電話番号)	利用 定員	保 育 時 間	受入年齢	一時保育
社会福祉法人聖隷会 のぞみ保育園	東野寺 495-1 (0299-23-5281)	110	月曜～土曜・日曜・祝日 ① 標準時間認定 7:00～18:00 延長保育 18:00～19:00 ② 短時間認定 8:00～16:00 延長保育 7:00～ 8:00 16:00～19:00	産休明け～	実施
社会福祉法人聖隷会 霞ヶ浦保育園	坂 4458-1 (029-896-2200)	110	月曜～土曜 ① 標準時間認定 7:00～18:00 延長保育 18:00～19:00 ② 短時間認定 8:00～16:00 延長保育 7:00～ 8:00 16:00～19:00	産休明け～	実施
社会福祉法人廣山会 プルミっこ保育園	稲吉南二丁目 9-1 (029-834-7003)	150	月曜～土曜・日曜・祝日 ① 標準時間認定 7:00～18:00 延長保育 18:00～19:30 ② 短時間認定 8:00～16:00 延長保育 7:00～ 8:00 16:00～19:30	産休明け～	
学校法人沼田学園 千代田保育園	下稲吉 2402-1 (029-832-6550)	164	月曜～土曜 ① 標準時間認定 7:00～18:00 延長保育 18:00～20:00 ② 短時間認定 8:30～16:30 延長保育 7:00～ 8:30 16:30～20:00	産休明け～	

○延長保育料（現時点での予定であり、変更される場合があります。）

■のぞみ保育園・霞ヶ浦保育園：150 円/日（月額上限なし）

※短時間認定児童における早朝の延長保育料も上記と同様です。

■プルミっこ保育園：200 円/日（月額上限なし）

■千代田保育園：500 円/30 分（月額上限 4,000 円）

○プルミっこ保育園、千代田保育園は短時間認定児童における早朝の延長保育は無料です。

<私立・地域型保育事業>

園名	所在地 (電話番号)	利用 定員	保 育 時 間	受入年齢	一時保育
キッズランドなないろ しもいなよし園	下稲吉 2632-11 ALB10N102 (0299-56-5761)	6	月曜～土曜 ① 標準時間認定 7:00～18:00 ② 短時間 8:00～16:00	産休明け～ 2歳まで	実施

○延長時間及び延長保育料については、直接問い合わせ願います。

<私立・認定こども園>

園名	所在地 (電話番号)	利用 定員	保育時間	受入年齢	一時保育
学校法人狩野学園 神立幼稚園	稲吉二丁目18-8 (029-831-0328)	保育認定 105 教育認定 90	月曜～土曜 ① 標準時間認定 7:00～18:00 延長保育 18:00～19:00 ② 短時間認定 9:00～17:00 延長保育 7:00～9:00 17:00～19:00 月曜～金曜 (登園時間 7:00～10:00) ③ 教育時間認定 10:00～14:30 (降園時間 14:30～16:00) 預かり保育 16:00～19:00	産休明け～ (③の教育 時間認定児 童につい ては満3歳 から)	実施
学校法人たけより学園 くりのみ自然幼稚園	穴倉 6204-13 (029-831-4510)	保育認定 30 教育認定 105	月曜～土曜 ① 標準時間認定 7:30～18:30 延長保育 18:30～19:00 ② 短時間認定 8:30～16:30 延長保育 7:30～8:30 16:30～19:00 月曜～金曜 (登園時間 8:30～10:00) ③ 教育時間認定 10:00～14:30 (降園時間 14:30～16:00) 預かり保育 16:00～19:00	満2歳～ (③の教育 時間認定児 童につい ては満3歳 から)	実施 (1歳 11ヵ月 ～)
社会福祉法人聖朋会 美並未来みなみこども園	上大堤 210-1 (029-897-2770)	保育認定 120 教育認定 15	月曜～土曜 ① 標準時間認定 7:00～18:00 延長保育 18:00～19:00 ② 短時間認定 8:30～16:30 延長保育 7:00～8:30 16:30～19:00 月曜～金曜 (登園時間 8:00～9:00) ③ 教育時間認定 9:00～14:30 (降園時間 14:30～15:00) 預かり保育 15:00～18:00	産休明け～ (③の教育 時間認定児 童につい ては満3歳 から)	実施

○延長保育料

■神立幼稚園：150円/時間 ■くりのみ自然幼稚園：100円/時間

■美並未来みなみこども園：150円/日（月額上限3,000円）

○教育時間認定児童における預かり保育料

■神立幼稚園：450円/日（長期休業期間中は500円/日）

■くりのみ自然幼稚園：300円/日（長期休業期間中は100円/時間）

■美並未来みなみこども園：300円/日（長期休業期間中は500円/日）

○短時間認定児童における早朝の延長保育は無料です。

1 1. 利用者負担額（保育料）

（1）幼児教育・保育の無償化について

○無償化の対象となる児童

- ・ 3歳児から5歳児クラスの全ての子ども
- ・ 住民税非課税世帯の0歳児から2歳児クラスの子ども

※2歳児クラスの子どもが年度の途中で3歳を迎えても無償化の対象にはなりません。
※教育認定については、利用できる時期に合わせて満3歳から無償化となります。
※無償化の対象となるのは保育料のみで、実費徴収されている費用（給食費や行事費など）は無償化の対象外です。

○給食費について

3歳児から5歳児クラスの子どもについては、給食費が実費徴収となります。公立保育所はかすみがうら市に、私立保育園・認定こども園は各施設に納めていただきます。

0歳児から2歳児クラスの給食費は保育料に含まれていますので、徴収はありません。

また、下記の子どもについては副食費の徴収が免除されます。対象者には別途通知します。

【副食費免除の対象となる児童】

- ・ 年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・ 第3子以降^{*}の子ども

※算定基準：教育（1号）認定は小学校3年生までの児童のうち、第3子以降の子ども
保育（2号）認定は小学校就学前までの児童のうち、第3子以降の子ども

（2）利用者負担額算定方法

利用者負担額は、世帯の市町村民税額と児童の年齢等によって算定します。

○4月から8月の利用者負担額・・・令和2年度の市町村民税

○9月から3月の利用者負担額・・・令和3年度の市町村民税を元に課税状況により決定します。

ただし、上記による保護者の所得が無いか、または少額の場合は、同居者(祖父母等)の所得も合算されます。

令和3年									令和4年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度市町村民税額により算定					令和3年度市町村民税額により算定						

※住宅借入金（取得）等特別控除・配当控除・外国税額控除等がある場合には、控除前の税額が算定対象となります。

※未申告等で税情報を確認できない場合、保育料は最高額で算定します。

（3）保育料の決定・納入について

4月入所の場合は3月下旬に、途中入所の場合は入所月の中旬までに通知します。

保育料の納入は、口座振替でお願いします。口座振替に必要な書類（保育料口座振替依頼書）は、入所決定の通知に同封しますので、取扱金融機関にて手続きしてください。

口座振替は毎月月末となります。月末が土曜・日曜・祝日の場合は、その翌日となります。

（4）保育料や給食費を滞納した場合

保育料は、保育・教育等施設を運営するための経費として、所得に応じて公平に負担して頂いております。保育料や給食費を滞納すると、督促状の送付、利用施設を通じての納付催告、児童手当の充当を行うこととなります。滞納のある世帯の方が、新規入所申込み及び継続入所を行うことは困難となります。認定こども園や、地域型保育施設は施設への直接納付となります。保育料や給食費に滞納がある場合は、利用している施設から契約を解除される場合があります。

かすみがうら市特定教育・保育施設利用者負担額

※国の基準変更や予算編成により、変更となる場合があります。

【公立保育所・私立保育園・認定こども園（保育認定・満3歳未満児）】

階層区分		標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税世帯 48,600円未満	14,000	13,700
	ひとり親世帯等	6,000	5,800
第4階層	市町村民税所得割課税世帯 I 48,600～57,700円未満 II 57,700～97,000円未満	22,000	21,600
	ひとり親世帯等 48,600～77,101円未満	9,000	8,800
第5階層	市町村民税所得割課税世帯 169,000円未満	32,000	31,400
第6階層	市町村民税所得割課税世帯 301,000円未満	43,000	42,200
第7階層	市町村民税所得割課税世帯 397,000円未満	50,000	49,100
第8階層	市町村民税所得割課税世帯 397,000円以上	55,000	54,000

※公立、私立ともに同じ利用者負担額です。

※年度の途中で3歳を迎えても、無償化の対象にはなりません。

《利用者負担額の軽減措置について》

- ・同一世帯から2人以上の児童が入所している場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ・第4階層I以下では、年齢制限なく最年長の子どもを1人目、その下の子どもを2人目として、上記と同様に軽減します。
- ・ひとり親世帯等（市町村民税所得割額77,101円未満）では、2人目以降無料となります。

【ひとり親世帯等とは】

ひとり親（配偶者のない者で児童を扶養している者）がいる世帯のほか、在宅障害児（者）のいる世帯が該当します。